

公益目的事業等に係る法人の府民税・事業税・特別法人事業税の申告・減免の手続きについて

府税の申告・納付につきましては、日頃からご協力をいただきお礼申し上げます。

法人府民税・事業税・特別法人事業税の減免等に関する手続きについて、次のとおりお知らせいたします。

1 法人府民税の減免の範囲

減免対象法人 (大阪府税条例第37条)	収益事業を行う場合 (注1)	収益事業を行わない場合 (注1)	
	課税対象	課税対象	減免の範囲
公益社団(財団)法人 認可地縁団体 (市町村長の法人認可を受けた自治会・町内会) 特定非営利活動法人(NPO法人) 管理組合法人 団地管理組合法人 マンション建替組合 マンション敷地売却組合 敷地分割組合 防災街区整備事業組合 一般社団(財団)法人(注2・3) 特定労働者協同組合(注3)	○法人府民税 (法人税割・均等割) ○法人事業税 ○特別法人事業税 ・課税期間 法人が定める会計期間(1年を超えないもの)	○法人府民税 (均等割) ・課税期間 4月1日から 翌年3月31日まで ・均等割額 年額20,000円	均等割額の全額

(注1) 収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定されている物品販売業などの事業をいい、判定は税務署において行われます。以下、このお知らせにおいて同じです。

(注2) 法人税法第2条第9号の2イに該当する非営利型の一般社団(財団)法人に限ります。以下、このお知らせにおいて同じです。

(注3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業を主として行う法人に限ります。以下、このお知らせにおいて同じです。

2 法人府民税・事業税・特別法人事業税の申告・納付について

(1) 収益事業を行う場合

収益事業から生じた所得金額などを課税標準として算定した法人の府民税額(均等割額と法人税割額の合計額)・事業税額・特別法人事業税額を事業年度終了後2か月以内に申告納付してください。

(2) 収益事業を行わない場合

前年4月1日から3月31日までを計算の期間として算定した法人府民税均等割額は課税の対象となりますので、「均等割申告書」を**4月30日**(土曜日、日曜日又は休日の場合は、その翌営業日となります)までに提出してください。

※ 前年度に減免の適用を受けている場合は、申告書の提出及び減免の申請は不要です。

ただし、一般社団(財団)法人又は特定労働者協同組合が減免の適用を受けている場合は、概ね3年に一度、担当の府税事務所から事業報告書等の提出及び減免の事由に異動がないかの確認をお願いしています。

税 額 計 算 の 例

例1 2 (2). 収益事業を行わない場合 (令和7年4月4日に法人設立したケース)

○ 法人府民税について

次の計算式で算定した均等割額について、「均等割申告書」及び「減免申請書」を令和8年4月1日から4月30日までの提出期間内に府税事務所に提出し、減免の適用を受けてください。

(計算式)

$$\begin{array}{l} 20,000\text{円} \times \frac{\text{前年4月1日から3月31日までの間に府内に} \\ \text{に事務所を有した月数} \rightarrow 11\text{ヶ月} \text{ (※)}}{12\text{ヶ月}} = \underline{18,300\text{円}} \\ \text{(均等割額年額)} \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{(百円未満の端数切捨て)} \end{array}$$

(※) 令和7年4月4日から令和8年3月31日までの月数は、11ヶ月と28日となりますが、この場合の端数の28日は切捨てし、11ヶ月と計算します。

例2 2 (1). 収益事業を行う場合 (令和7年4月1日に法人設立し、事業年度(4月1日から3月31日まで)の初日の4月1日から収益事業を行い、税務署に申告する所得金額は1,234,560円、法人税額は185,100円となったケース)

○ 法人府民税・事業税・特別法人事業税について

収益事業から生じた所得金額などを課税標準として、次の計算式により算定した法人府民税額(21,800円)、法人事業税額(43,100円)及び特別法人事業税額(15,900円)について、事業年度終了後2か月以内の令和8年6月1日までに、府税事務所へ「確定申告書」の提出及び金融機関での納付を行ってください。

(計算式)

ア 法人府民税

$$\begin{array}{l} \cdot \text{法人税割額} \cdots 185,000\text{円} \times 1\% = \underline{1,800\text{円}} \text{ — ①} \\ \text{(千円未満の端数切捨て)} \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{(百円未満の端数切捨て)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \cdot \text{均等割額} \cdots 20,000\text{円} \times \frac{12\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}} = \underline{20,000\text{円}} \text{ — ②} \\ \text{(均等割額年額)} \end{array}$$

$$\underline{\text{①}+\text{②}} = \underline{21,800\text{円}}$$

$$\begin{array}{l} \text{イ 法人事業税額} \cdots 1,234,000\text{円} \times 3.5\% = \underline{43,100\text{円}} \\ \text{(千円未満の端数切捨て)} \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{(百円未満の端数切捨て)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{ウ 特別法人事業税額} \cdots 43,100\text{円} \times 37\% = \underline{15,900\text{円}} \\ \text{(百円未満の端数切捨て)} \end{array}$$

◆ 法人府民税・事業税・特別法人事業税の税率等は、事業年度、法人税額又は所得金額に応じて異なりますので、詳しくは担当の府税事務所(法人課税担当課)へお問い合わせください。

3 収益事業開始申告書の提出について

収益事業を開始された場合には、その開始の日から2か月以内に「収益事業開始申告書」を提出してください。

詳細については、次頁のフロー図をご確認ください。

4 法人府民税均等割額の減免手続について

2(2)に該当する場合は、4月1日から4月30日(※) (申告納付期限)までの間に、「減免申請書」を提出してください。(できるだけ「均等割申告書」と併せて提出してください。)

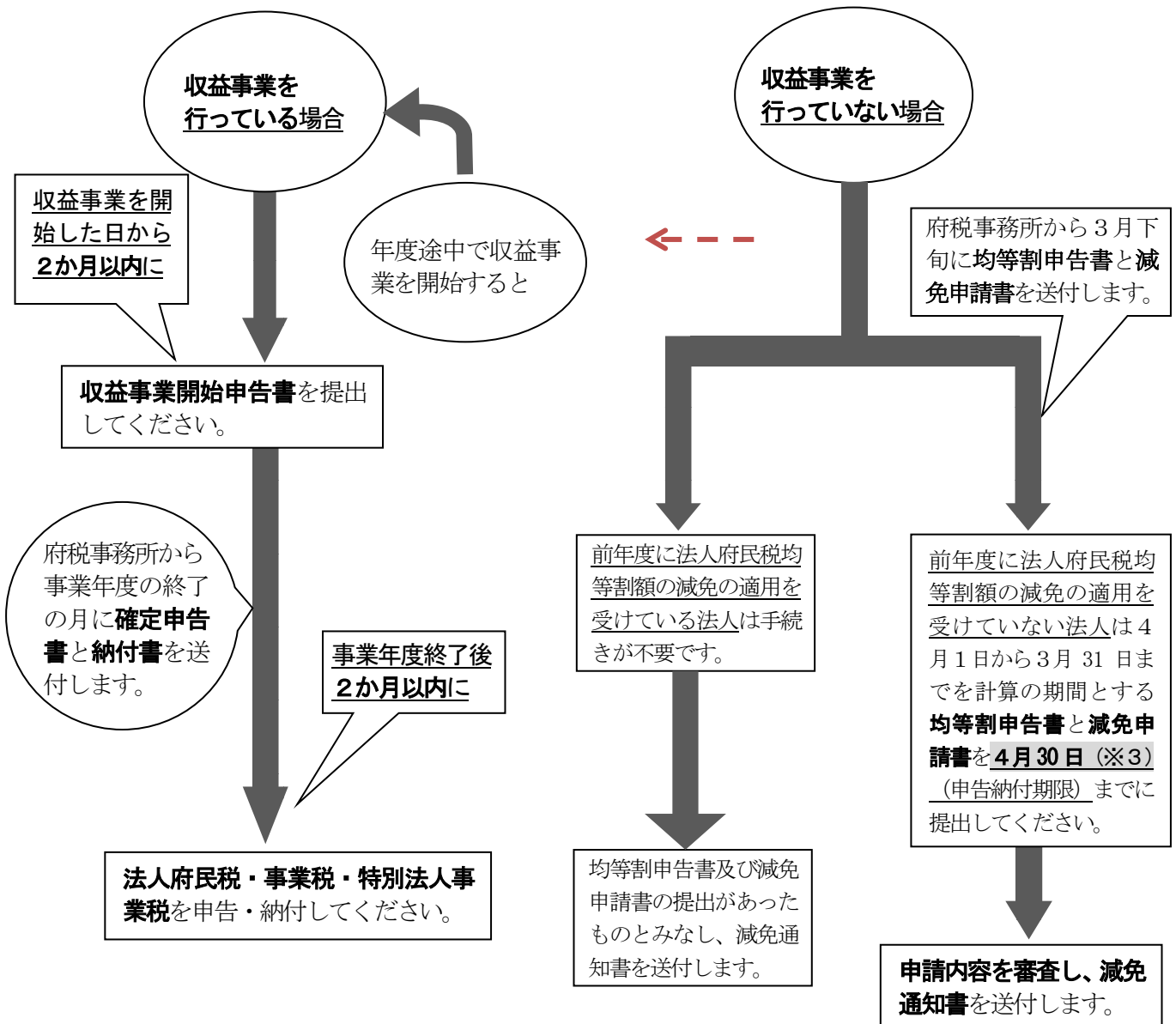
(※) 4月30日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その翌営業日となります。

減免の適用を受けた翌年度以降は、減免の事由に異動がない場合、均等割申告書及び減免申請書の提出を不要とし、提出があったものとみなして減免の適用を行います。

この場合には、「均等割申告書」及び「減免申請書」の送付を取りやめ、5月下旬に減免を適用した旨の通知書のみを送付します。

なお、収益事業を開始した場合には、速やかに「収益事業開始申告書」の提出を行ってください。

公益社団(財団)法人、認可地縁団体、NPO法人、管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合、防災街区整備事業組合、一般社団(財団)法人(※1・2)又は特定労働者協同組合(※2)の府税事務所への申告・減免の手続き



(※1) 法人税法第2条第9号の2イに該当する非営利型の一般社団(財団)法人に限ります。

(※2) 公益目的事業を主として行う法人に限ります。

(※3) 4月30日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その翌営業日となります。

お問い合わせ先

■府税事務所

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中央 (注)	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6941)7935	540-8507 <small>(法人申告書送付専用)</small>	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市内全域
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(627)1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(753)4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、 河南町、千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市岡東町19番1号 ステーションヒル枚方オフィスB 9階	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市

(注) 大阪市内全域の法人府民税・法人事業税は中央府税事務所が担当しています。
大阪市内に事務所等を有する法人の府民税・事業税の申告に関するご相談・お問い合わせは中央府税事務所までお願いします。

■中央府税事務所総合受付窓口到大阪市の法人関係申告受付窓口が併設されています。

【大阪市の法人関係申告受付窓口での取扱業務】

●法人市民税の申告書や届出書の受付

(※個人市民税(特別徴収)及び固定資産税(償却資産)の申告書等のご提出は、これまでどおり大阪市船場法人市税事務所までお願いします。)

●市税の納税証明書の発行(課税証明書、固定資産評価証明書を除く)

●市税の収納等

※法人市民税の申告書等を郵送でご提出される場合は、大阪市船場法人市税事務所(所在地:〒541-8551
大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階北側)あてご送付ください。